

五 管 区 水 路 通 報

第 32 号

- [第 217項 大阪湾 — 阪南港、第1区 環境調査](#)
- [第 216項 紀伊水道南方 — 射撃訓練](#)
- [第 215項 阪神港 — 神戸区、第2区 防波堤撤去工事実施](#)
- [第 214項 紀伊水道 — 橘浦 灯標一時撤去](#)
- [第 213項 紀伊水道南方 — 射撃訓練](#)
- [第 212項 四国南岸 — 足摺岬南方\(リマ海域\) 射撃訓練](#)

2026年217項 大阪湾 — 阪南港、第1区 環境調査

五管区水路通報8年31号211項関連

岸和田航路付近において、刺網(長さ約200m)が設置される。

1. 34-30-42N 135-22-14E 付近

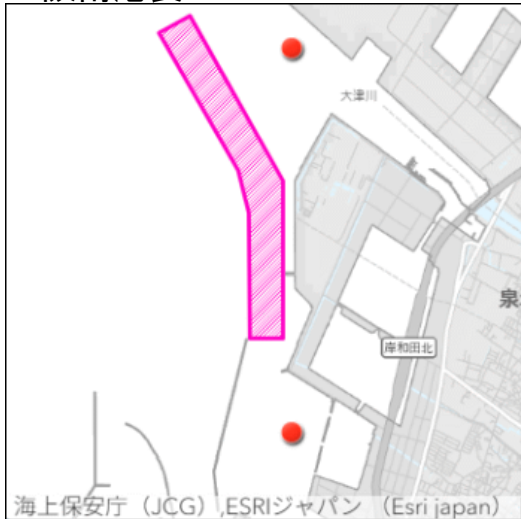
期 間 令和8年9月2日～9月3日

2. 34-29-10N 135-22-14E 付近

期 間 令和8年9月7日～9月8日

海 図 W1110-W1141-W1103

出 所 阪南港長



2026年216項 紀伊水道南方 — 射撃訓練

紀伊水道南方において、巡視艇による射撃訓練が実施される。

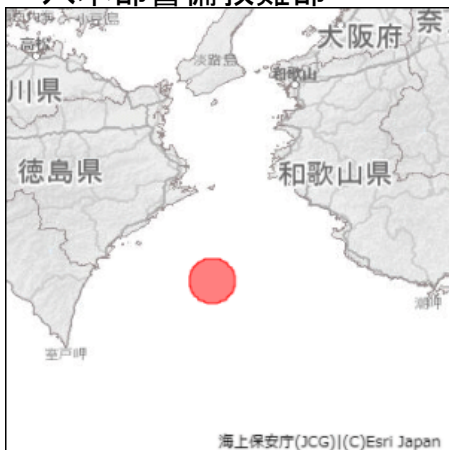
期 間 令和8年9月7日(予備日8日) 1000～2400

区 域 33-29.6N 134-48.8Eを中心とする半径5海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」及び「NE4」旗を掲揚

海 図 W77

出 所 六本部警備救難部



2026年215項 阪神港 — 神戸区、第2区 防波堤撤去工事実施
第4防波堤において、潜水土・起重機船による防波堤撤去工事が実施されている。

期 間 令和9年2月26日まで

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-41-28N 135-13-19E

(2) 34-41-29N 135-13-32E

(3) 34-41-16N 135-13-34E

(4) 34-41-15N 135-13-21E

備 考 工事の進捗状況により、水中の構造物を示す灯浮標を設置

夜間停泊時は起重機船の位置を示す標識灯を四隅に設置

起重機船のアンカーを明示する灯浮標を設置

汚濁防止枠を設置

警戒船を配備

防波堤の先端を示す簡易標識を移設

海 図 W101A

出 所 阪神港長



2026年214項 紀伊水道 — 橘浦 灯標一時撤去

橘浦裸島北西方灯標(灯台表第1巻3413.5)(33-52.7N 134-42.5E)は整備に伴い一時撤去される。

期 間 令和8年9月7日～11月16日(予備日11月17日～12月6日)

備 考 撤去期間は簡易標識(緑色、単せん緑光、3秒1せん光)を設置する

海 図 W1104

出 所 五本部交通部



2026年213項 紀伊水道南方 — 射撃訓練

自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年9月7日(予備日8日～11日) 0800～1830

区 域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内

海 図 W77

出 所 防衛省



2026年212項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練
自衛艦による対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年9月9日 0600～1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W157
出 所 防衛省

